

介護保険の申請はお済みですか

現在福祉サービスを利用している方、各地区民生委員さんから連絡をいただき追加調査した方、および市役所の窓口で申請をした方、合わせて約三百五十名（一月十日現在）の方々については、介護保険の訪問調査をほぼ終了し、そのうち約半数の方々には認定結果を通知しています。

しかし、新聞報道でも取り上げられたとおり、平成十年度に実施した高齢者の実態調査による申請予定数七百三十九名には、まだまだ遠くおよびません。認定を受けないと四月から始まる介護サービスが受けられません。

何らかの介助が必要な方は、福祉事務所高齢者総合相談窓口までお気軽にご相談ください。電話でのご相談でも結構です。

1号保険料は半年間0円、その後1年間は1/2です



国の介護保険円滑導入対策により、六十五歳以上の方（第1号被保険者）の保険料について、四月から九月までは徴収せず、その後一年間は半額とする予定です。

ただし、2号被保険者（四十歳から六十四歳までの方）については適用されませんので、それぞれの医療保険料に上乗せされて介護保険料を納めていただくことになります。

65歳以上（第1号被保険者）の保険料



低所得世帯への対策を追加します！



介護サービスを利用する場合には十パーセント（二割）の利用者負担を支払っていただくことが原則ですが、所得の低い方については、負担の上限を低くするなどの特例に加えて、今回の国の対策で、現在ホームヘルプサービスの利用されている所得の低い方については、当面三年間は三パーセントにし、その後段階的に引き上げていくこととなりました。

また、障害者の福祉施策でホームヘルプサービスを利用されていた方々についても、利用者負担を三パーセントにするなど、きめ細やかな対策が講じられます。